

資料2

第三セクター等のあり方に関する研究会(第3回)

土地開発公社の現状と課題

平成25年9月17日 総務省地域力創造グループ地域振興室

土地開発公社について

- 1 根拠法 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)
- 2 設立目的 地域の秩序ある整備を図るために必要な公有地となるべき土地等の取得 及び造成その他の管理等を行うこと(第10条第1項)
- 3 設立団体 地方公共団体(100%出資)(第13条第1項)
- 4 設立団体数 931団体 (平成24年4月1日現在) 都道府県公社 39団体 指定都市公社 17団体 市区町村公社 875団体

土地開発公社について

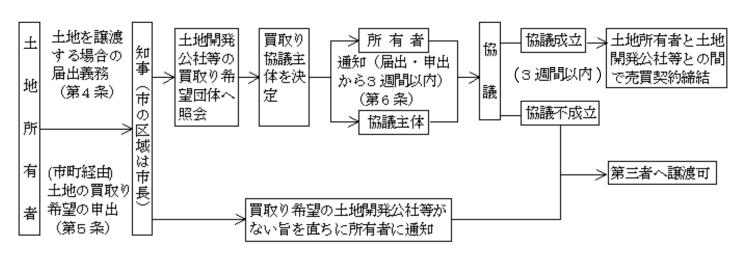
- 5 土地開発公社の果たす役割
 - ① 地方公共団体等の依頼に基づく公共用地等の先行取得及び地方公共団体等が再取得するまでの間の当該用地の管理

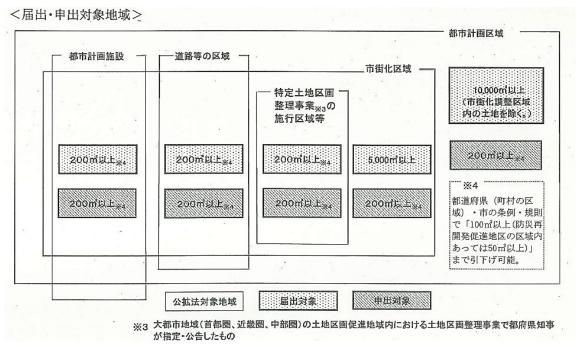
(第17条第1項第1号)

- ✓ 地価高騰に備えた土地の先行取得
- ✓ 国庫補助金の対象になる土地の先行取得
- ✓ 民間の金融機関からの資金借り入れによる機動的な土地取得
- ✓ 「先買い」制度の対象となる都市計画区域内の土地取得
- ② 土地開発公社が自ら行う住宅用地、工業用地、流通業務団地等の 造成事業 (第17条第1項第2号)
- ③ 地方公共団体の委託に基づく、土地の取得のあっせん、調査等 (第17条第2項第2号)
 - ✓ 用地取得ノウハウの活用

公有地の先買い制度

公有地の拡大の推進に関する法律における土地の先買い制度(公拡法第4条、第5条)



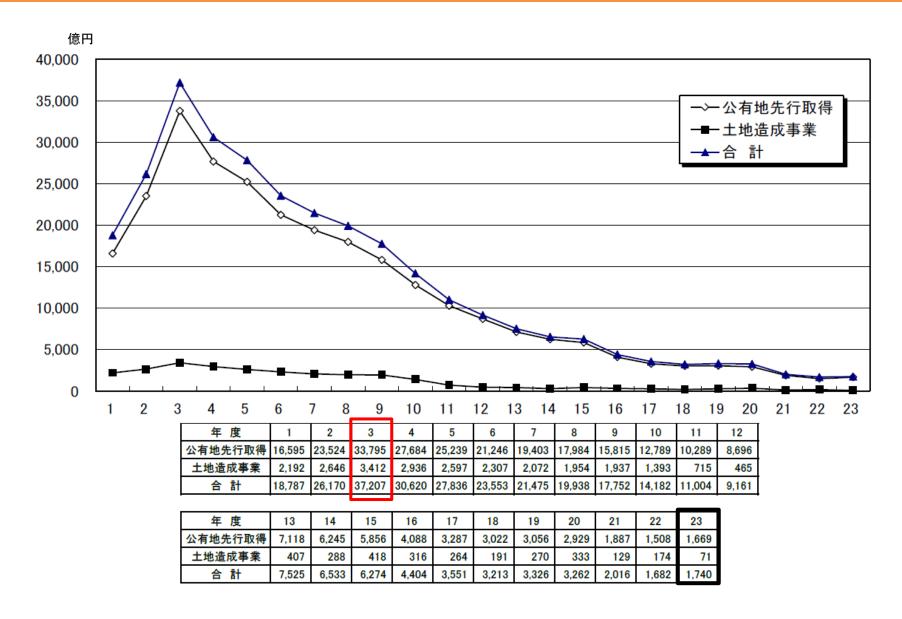


土地開発公社数の推移

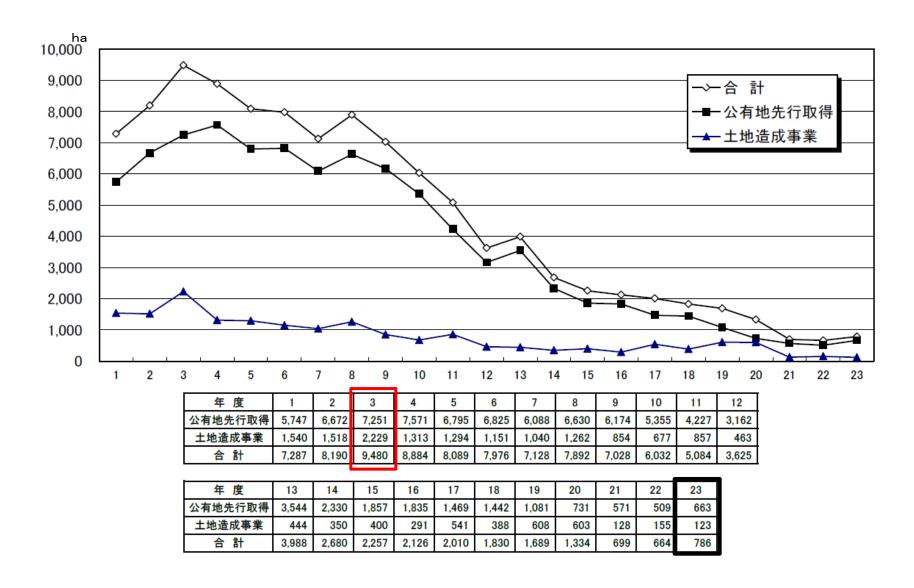
	昭和 48年 (3.31)	5 5年 (3.31)	平成 2年 (7.1)	7年 (7.1)	1 1年 (9.1)	19年 (4.1)	20年 (4.1)	2 1年 (4.1)	22年 (4.1)	23年 (4.1)	2 4年 (4.1)
都道府県公社	38	43	45	46	46	44	44	44	43	40	39
指定都市公社	9	9	11	12	12	17	17	18	19	17	17
市区町村公社	567	1, 295	1, 468	1, 533	1, 539	1, 042	1,014	989	959	914	875
合 計	614	1, 347	1, 524	1, 591	1, 597	1, 103	1,075	1,051	1,021	971	931

平成24年4月1日現在の土地開発公社数は931。前年度(平成23年4月1日現在)から40減(解散)。

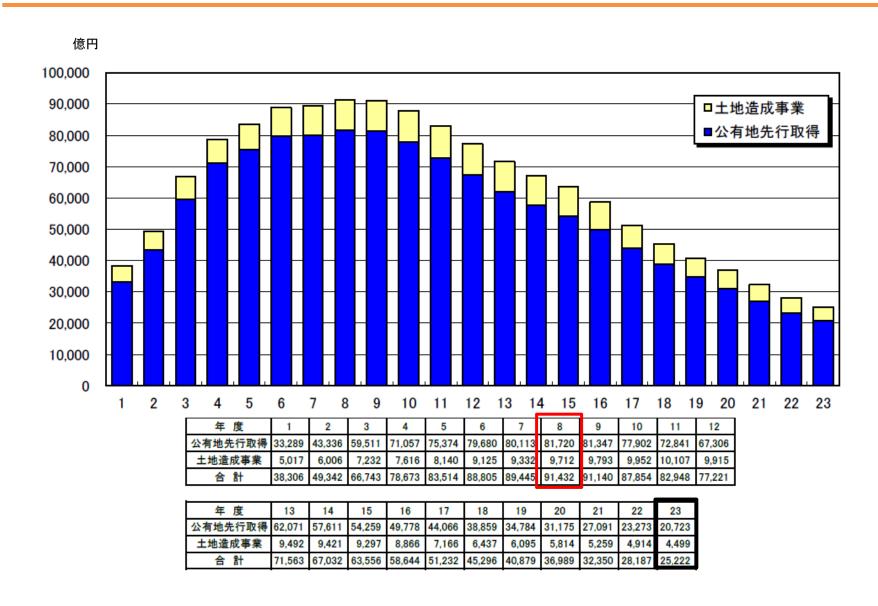
土地取得総額の推移



土地取得総面積の推移



土地保有総額の推移

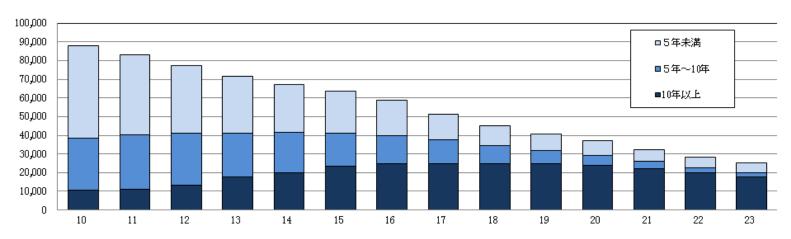


保有土地(保有期間別)の経年推移(金額)

億円

保有期

Ж2

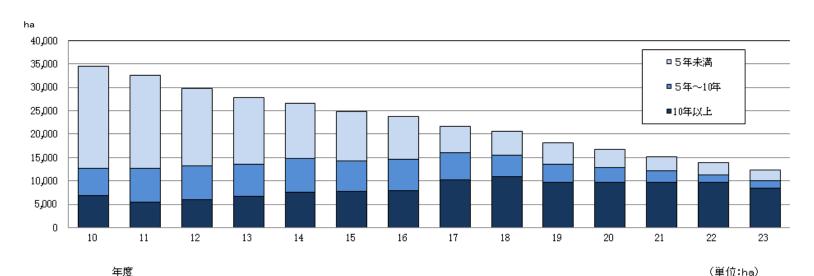


		年度											(単	位:億円)	
{	<i> </i> <i> </i>	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
5年未満		49,355	42,544	36,041	30,427	25,518	22,512	18,698	13,784	10,846	9,060	7,994	6,454	5,591	5,186
54	木闸	(56.2)	(51.3)	(46.7)	(42.5)	(38.1)	(35.4)	(31.9)	(26.9)	(23.9)	(22.2)	(21.6)	(20.0)	(19.8)	(20.6)
H.	38,499 5年以上		40,404	41,180	41,136	41,514	41,044	39,946	37,448	34,450	31,819	28,995	25,896	22,596	20,036
3年以上	以上	(43.8)	(48.7)	(53.3)	(57.5)	(61.9)	(64.6)	(68.1)	(73.1)	(76.1)	(77.8)	(78.4)	(80.0)	(80.2)	(79.4)
	10年未満	27,973	29,281	27,991	23,219	21,577	17,474	14,965	12,709	9,696	7,056	5,251	3,866	2,702	2,106
		(31.8)	(35.3)	(36.2)	(32.4)	(32.2)	(27.5)	(25.5)	(24.8)	(21.4)	(17.3)	(14.2)	(12.0)	(9.6)	(8.3)
	40fmint fi	10,526	11,123	13,189	17,917	19,937	23,570	24,981	24,739	24,754	24,763	23,744	22,030	19,894	17,930
	10年以上	(12.0)	(13.4)	(17.1)	(25.0)	(29.7)	(37.1)	(42.6)	(48.3)	(54.6)	(60.6)	(64.2)	(68.1)	(70.6)	(71.1)
総保	有額	87,854	82,948	77,221	71,563	67,032	63,556	58,644	51,232	45,296	40,879	36,989	32,350	28,187	25,222

^{※1} 各数値を把握している平成10年度から平成23年度について作成。

表中の括弧内の数値は上段の数値が総保有額又は総保有面積に占める割合をパーセンテージで表記したもの。

保有土地(保有期間別)の経年推移(面積)



_			T/04												+ 1± • 11d)	
		/ /	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
	5年未満		21,771	19,849	16,551	14,292	11,792	10,537	9,187	5,607	5,148	4,547	3,795	3,047	2,578	2,303
	5 4 :	术冲	(63.1)	(60.8)	(55.5)	(51.4)	(44.2)	(42.4)	(38.7)	(25.8)	(25.0)	(25.1)	(22.7)	(20.1)	(18.6)	(18.7)
	5/21	5年以上		12,771	13,290	13,511	14,875	14,317	14,544	16,097	15,465	13,547	12,891	12,141	11,311	10,024
	344,6	以上	(36.9)	(39.2)	(44.5)	(48.6)	(55.8)	(57.6)	(61.3)	(74.2)	(75.0)	(74.9)	(77.3)	(79.9)	(81.4)	(81.3)
		10年未満	5,778	7,386	7,311	6,880	7,335	6,534	6,541	5,936	4,580	3,804	3,142	2,430	1,630	1,546
			(16.8)	(22.6)	(24.5)	(24.7)	(27.5)	(26.3)	(27.6)	(27.3)	(22.2)	(21.0)	(18.8)	(16.0)	(11.7)	(12.5)
		4057111	6,927	5,385	5,979	6,631	7,540	7,783	8,003	10,161	10,885	9,743	9,749	9,711	9,681	8,478
		10年以上	(20.1)	(16.5)	(20.0)	(23.8)	(28.3)	(31.3)	(33.7)	(46.8)	(52.8)	(53.8)	(58.4)	(63.9)	(69.7)	(68.8)
[総保有	有面積	34,476	32,620	29,841	27,803	26,667	24,854	23,731	21,704	20,613	18,094	16,686	15,188	13,889	12,327

^{※1} 各数値を把握している平成10年度から平成23年度について作成。

保有期間

%2

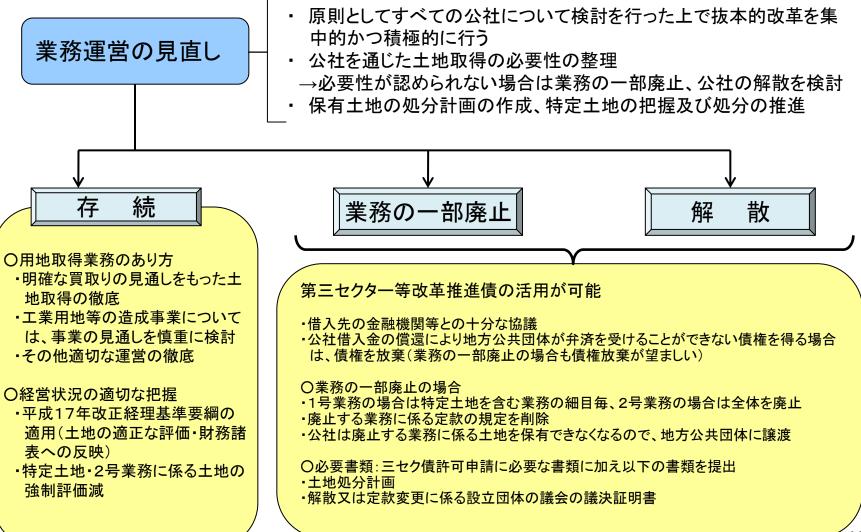
表中の括弧内の数値は上段の数値が総保有額又は総保有面積に占める割合をパーセンテージで表記したもの。

種類別にみた長期保有土地の状況(平成23年度)

	全 体 (A)	5年以上 (B)	B/A	10年以上 (C)	C/A
土地開発公社保有土地全体	2兆5,222億円	2兆0,036億円	79. 4%	1兆7,930億円	71. 1%
公有地先行取得事業	2兆0,723億円	1兆6,522億円	79. 7%	1兆4,854億円	71. 7%
先買い制度により 取得された土地	3,901億円	3,447億円	88. 4%	3,118億円	79. 9%
公 共 施 設 公 用 施 設 用 地	1兆6,141億円	1兆2,515億円	77. 5%	1兆1,209億円	69. 4%
公営企業用地	229億円	146億円	63.8%	137億円	59. 8%
市街地再開発観光事業用地	435億円	400億円	92. 0%	384億円	88. 3%
そ の 他	17億円	14億円	82.4%	6億円	35. 3%
う ち 代 替 地	1,516億円	1,469億円	96. 9%	1,393億円	91. 9%
うち供用済土地	479億円	442億円	92. 3%	398億円	83. 1%
土 地 造 成 事 業	4, 499億円	3,514億円	78. 1%	3,076億円	68. 4%

土地開発公社の抜本的改革

「第三セクター等の抜本的改革の推進等について」(平成21年6月23日付け自治財政局長通知)を踏まえ、平成21年8月26日に地域振興室長より地方公共団体に通知を発出



第2次土地開発公社経営健全化対策の概要

◆ 第2次土地開発公社経営健全化対策の実施期間 : 平成17年度~平成24年度 (平成17年度、18年度、20年度に健全化指定)

公社経営健全化団体の種別

対象土地:設立・出資団体の債務保証等が付された保有地

<第1種公社経営健全化団体> 101団体

対象土地の状況が次のいずれかに該当する公社の設立・出資団体

- ① 対象土地の簿価総額 ≧0.5 標準財政規模
- ② 保有期間5年以上の対象土地の簿価総額 ≧0.2 標準財政規模

支援措置 I,Ⅱ

<第2種公社経営健全化団体> 84団体

対象土地の状況が次のいずれかに該当する公社の設立・出資団体

① 対象土地の簿価総額 標準財政規模

≧おおむね0. 25

<u>保有期間5年以上の対象土地の簿価総額</u> □ 標準財政規模

≧おおむね0.1

|X-|-X1 2X79612

支援措置 I

<第3種公社経営健全化団体> 60団体

次のいずれかに該当する公社の設立・出資団体

- 設立・出資団体による遊休保有土地の取得及び用途の 変更等により 当該土地の有効利用を図ろうとする公社
- 〇 供用済土地、土地売却未収金又は5年以上保有土地を有する公社

財政措置

I. 地方債

〇 公共用地先行取得等事業債

原則: 公社取得後2年以内の用地の取得を対象 特例: 公社取得後2年以上経過した用地の取得も対象

〇 公社への無利子貸付に係る地方債

原則: 充当率 県70%、市町村75% 特例: 充当率 県、市町村100%

Ⅱ. 特別交付税

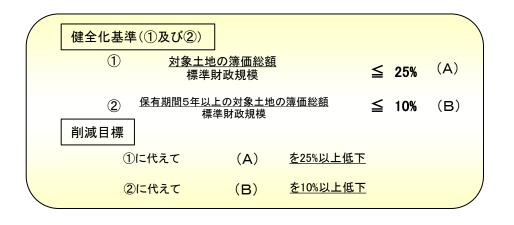
- 公共用地先行取得等事業債に係る利子支払額の1/2 に相当する額(上限2%)
- 無利子貸付に係る資金調達に係る利子の1/4に 相当する額(上限1%)
- 対象土地の保有に係る資金について利子補給する場合、 利子補給に要した費用の1/4に相当する額(上限1%)

その他の健全化策

- 〇 供用済土地の取得に係る地方債
 - 供用済土地を取得する場合であっても、起債対象とする。
- ○貸付による有効利用を目的とした土地の取得に係る地方債貸付により有効利用を図ることを目的として、対象土地を取得する場合、起債対象とする。
- ※ 18年度から起債に関して協議制に移行したことにより、従来は公社 経営健全化団体についてのみ認められた以下の起債について、い ずれの自治体も同意等基準に基づく起債が原則可能となっている。

第2次土地開発公社経営健全化対策の結果

	[
指定種別	計画策定	ል 刀 # ሌ	 +	健	全化	
1日人仁代主/川	哥巴米 龙	解散	存続	健全化基準 達成	削減目標達成	その他
 1種団体	101	9	92	30	49	13
1 怪凹冲	101	8.9%		29.7%	48.5%	12.9%
2種団体	84	19	65	56	_	9
乙性凹件	04	22.6%		66.7%	_	10.7%
合計	185	28	157	86	49	22
		15.1%	84.9%	46.5%	26.5%	11.9%



第3次土地開発公社経営健全化対策の概要

概要

土地開発公社の業務を継続しながらその経営の抜本的健全化を図る地方公共団体であって、経営 健全化計画を策定し、平成25年8月31日までに公社経営健全化団体としての指定を受けるものに対し て、地方財政措置を講じる。

(「土地開発公社経営健全化対策について」平成25年2月28日付け総務副大臣通知) 計画期間:原則として平成25年度から平成29年度まで

対象団体

対象土地:設立・出資団体の債務保証等が付された保有土地

<第1種公社経営健全化団体>

____〉支援措置 I,Ⅱ

対象土地の状況が次のいずれかに該当する公社の設立・出資団体

- ① 対象土地の簿価総額 ≧0.4 標準財政規模
- ② 保有期間5年以上の対象土地の簿価総額 ≧O.2 標準財政規模

<第2種公社経営健全化団体>

対象土地の状況が次のいずれかに該当する公社の設立・出資団体

- ① <u>対象土地の簿価総額</u> ≧0.2 標準財政規模
- ② 保有期間5年以上の対象土地の簿価総額 標準財政規模 ≧O.1

健全化の目標

目標年度(原則平成29年度)までに、原則として次の①~③のすべてを達成すること

- ① 債務保証等対象土地の簿価総額を標準財政規模で除した数値をO. 2以下とすること
- ② 保有期間が5年以上の債務保証等対象土地の簿価総額を標準財政規模で除した数値を0.1以下とすること
- ③ 計画策定後可及的速やかに、供用済土地及び設立・出資団体への土地売却未収金を解消すること

財政措置

I. 地方債

〇 公共用地先行取得等事業債

原則: 公社取得後2年以内の用地の取得を対象

特例: 公社取得後2年以上経過した用地の取得も対象

○公社への無利子貸付に係る地方債

原則: 充当率 75% 特例: 充当率 100%

Ⅱ. 特別交付税

- 公共用地先行取得等事業債に係る利子支払額の1/2 に相当する額(上限2%)
- 無利子貸付に係る資金調達に係る利子の1/4に 相当する額(上限1%)
- 〇 対象土地の保有に係る資金について利子補給する場合、 利子補給に要した費用の1/4に相当する額(上限1%)

第3次土地開発公社経営健全化対策の指定状況

対象となる土地開発公社の設立団体が、平成25年6月30日までに都道府県に申請。都道府県は8月31日までに土地開発公社経営健全化団体を指定。

	指定種別と取組	団体数	指定団体に 対する割合	
25	第1種団体 	55		
	三セク債活用予定		25	45.5%
	うち解散予定		21	38.2%
	うち一部廃止予定		4	7.3%
	健全化計画策定		10	18.2%
	独自の健全化計画		16	29.1%
	その他		4	7.3%

	;	指定種別と取組	団体数	指定団体(こ 対する割合
25	有2	種団体	68	
	Ξ	セク債活用予定	15	22.1%
	2	うち解散予定	14	20.6%
	2	うち一部廃止予定	1	1.5%
	健	全化計画策定	15	22.1%
	独	自の健全化計画	21	30.9%
	そ	の他	17	25.0%